

学術基盤情報常置委員会報告

学術資料の管理・保存・活用体制の確立および
専門職員の確保とその養成制度の整備について

平成15年 6月24日

日本学術会議

学術基盤情報常置委員会

この報告は、第18期日本学術会議学術基盤情報常置委員会の審議結果を取りまとめて発表するものである。

第18期 日本学術会議 学術基盤情報常置委員会委員

- 委員長 松田 芳郎（第3部会員・東京国際大学大学院経済学研究科長）
- 委員（幹事）櫻井 孝一（第2部会員・早稲田大学名誉教授）
- 委員（幹事）堀内 博（第7部会員・東北大学名誉教授）
- 藤本 強（第1部会員・國學院大学文学部教授）
- 松尾 正人（第1部会員・中央大学文学部教授）
- 江頭 憲治郎（第2部会員・東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 福應 健（第3部会員・東京経済大学経営学部教授）
- 赤岩 英夫（第4部会員・群馬大学長）
- 青木 謙一郎（第4部会員・東北大学名誉教授）
- 池上 詢（第5部会員・福井工業大学工学部教授）
- 古崎 新太郎（第5部会員・崇城大学工学部教授）
- 武田 元吉（第6部会員・東京農業大学農学部教授）
- 瀬尾 康久（第6部会員・日本大学生物資源科学部教授）
- 松木 明知（第7部会員・弘前大学医学部教授）
- 宮澤 彰（国立情報学研究所実証研究センター教授）

学術資料の管理・保存・活用体制の確立および
専門職員の確保とその養成制度の整備について（要旨）

わが国における学術資料の管理・保存・活用体制は形の上では整備されているが、実際には貧弱な施策しか施されていないのが実状である。一方、20世紀後半以降、社会は急速に変化し、日本の社会や文化を支えてきた地域社会は急激な変貌を遂げている。地域社会がもっていた種々の学術資料が急速に消滅しつつある。それを収集・保存する対策を緊急にとらないと、地域がもっていた多様な特質を語り伝える貴重な資料が消滅し、取り返しのつかない事態に陥る。緊急にこうした事態に対処する措置が必要になっている。

さらに、多彩さをもっていた地域社会は価値観の画一化などの要因により文化や社会の規範や技術を次世代に伝える機能を失っている。地域社会の自信と誇りを取り戻すためには、地域の史資料、標本資料を活用した体験学習を含む学習活動などの文化活動が必要になる。従来、地域や家庭が担っていた伝承機能を地域の文化拠点などが肩代わりする必要もある。そうした中で自然との触れ合い・共生を図ることも求められる。

その核をなすのが、地域に遺る各種の学術資料である。すべての施策の根幹になるものであり、収集・保管・研究をした上で活用をする必要がある。学術資料としての各種の資料の保管・活用の現状は欧米諸国に比べきわめて貧弱である。大学等の研究機関での標本資料の保存は、博物館と比べても保存は体系的になされてないし、相対的に優れている博物館としても埋蔵文科財等の保存は、十分ではないし、さらに産業の近代化遺産の存在を考慮に入れたとするならば、抜本的な制度の見直しと各種の資料を活用した地域コミュニティの文化活動の拠点作りが緊急に必要である。

まず各種施策の基礎資料として現状の把握が求められる。調査は資料が保管されている可能性のあるあらゆる場所を対象にして、現在の学術水準に応じた分類による悉皆調査にすべきである。調査に基づき、文化施策の指針を樹立する。指針を基に学術資料の収集・保管・活用の原則を各学術分野に配慮しつつ設定する。学術資料の保管・活用場所は、資料が収集された地域に置くことを原則とする。学術資料を核にして、図書館・博物館・公文書館・公民館が一体的に構成する、地域住民が生涯を通して参加できる学習活動を実施する。これにより地域社会を再活性化させ、日本社会全体を活力あるものにする。その中で新たな価値観、新たな生活様式が地域ごとに醸成できるように努める。

以上の施策推進の成否を左右するのは、博物館・文書館等の専門職員の力量である。専門職員に対する十分な資格付与と養成制度の確立、その適切な配置と待遇が欠かせない。

上に述べた施策実現のためには法改正をも含む制度の抜本的な見直しが必要になる。その施策実現の基礎になる下記の事項について再度提言する。これらはすべての施策の本質的な根幹をなすものである。早急に制度化することが求められる。

記

- 1 公文書館法の附則2項の暫定措置（専門職員についての特例）を廃止し、公文書館法立法の趣旨に則り公文書館に専門職員を配置する。

その法改正のために、内閣府に検討のための懇談会を設置する。

- 2 図書館・博物館の高度化に対応した専門職員の養成・研修制度の充実を図る必要がある。

それに合わせて、公文書館の専門職員の養成・研修制度を早急に確立するために、大学及び大学院に養成・研修課程を設け、資格制度を樹立する。大学院課程の教育を視野に入れつつ、これらの新たな資格制度の早急な検討をするために文部科学省に懇談会を設置する。

学術資料の管理・保存・活用体制の確立および 専門職員の確保とその養成制度の整備について

はじめに

日本学術会議では昭和 34 年以来度重なる勧告・要望を行い、ようやくそれが実を結び、昭和 62 年 12 月に「公文書館法」が成立し、公布された。しかしながら、その法はなお精神規定的な色彩が強い。その後も専門職員の確保とその養成制度の確立に向けて昭和 63 年 5 月に日本学術会議第 5 常置委員会報告、平成 3 年 5 月に日本学術会議会長から内閣総理大臣への要望、さらに平成 14 年 3 月に学術基盤情報常置委員会対外報告と要望を重ねてきた。全国歴史資料保存利用連絡協議会あるいは地方史研究協議会などの諸団体・学会も、専門職員養成の必要とその適切な配置を強く主張し、関係機関に要望を行ってきた。それらの要望の趣旨は未だに生かされず、専門職員の確保や養成制度の確立についても十分な対応がなされないまま今日に至っているのは真に遺憾である。

また、学術資料としての標本資料については、大学をはじめとする研究機関などが収集しているが、その管理・保存・活用は当事者に任されており、統一的な基準がないままになっている。そのため、当事者が何らかの理由で当該研究機関を離れると標本資料は活用はおろか整理されないまま十分に管理されずに放置されるか、最悪の場合には廃棄されることもある。一部の大学に附属博物館が設けられはじめているが、これをさらに拡充するなどの措置により、学術研究の基礎資料である標本資料を保管・活用できる施設を設け、各研究機関に必須の施設として整備することが緊急に必要である。各施設にはしかるべき専門職員を配置するのはいうまでもないことである。

一方、地方自治体などにより博物館もしくはそれに相当する施設が設けられ、標本資料の管理・保存・活用が図られている。それらは博物館法により規定されているが、細部についての統一的な基準は必ずしもない。社会が博物館などに求めているものは博物館法施行当時に比べるとはるかに多様化・高度化しており、それに対応した制度に早急に改められるべきである。現代的な博物館像に相応しいものにするために博物館法の刷新を含む抜本的な制度改革が必要になっている。標本資料の管理・保管・活用の体制について統一的な基準を作るとともに、その体制についての法的な整備を含めた検討に入らなければならない。社会が大きく変革し、従来の価値観が揺らいでいる今日、速やかに標本資料の管理・保管体制を構築しないと学術の基礎資料としての標本資料は散逸してしまい永久に失われ、取り返しのつかないことになる。早急な体制の整備が必要である。

学術の基礎としての史資料・標本資料が種々の事由で消滅の危機に瀕しているのは、学術資料に対する認識とそれを核にした文化振興のヴィジョンの欠如がその根本にある。学術資料の保管・活用の現状の真の意味における把握とそれを基にした学術資料の保管・活用の一貫した政策の立案が求められる。

1 学術データとしての標本資料と史資料の管理・保存・活用の日本における現状

1) 史資料保管の現状

史資料のなかでも代表的なもの、指定文化財などについては、しかるべき保存措置が講じ

られ代表的な博物館・美術館などに収められ、公開する方途が定着しているが、その他の学術データとして一括することができる資料についてはどのように管理・活用されているかの実態すらも不明である。資料の内容は実にさまざまであり、どのような資料がいかに保管され、活用されているか、総合的な実態は全く不明といってもよい状況にある。

2) 史資料の実態調査

「社会教育調査」などとして実施されている調査によって存在する数字は統計資料として提示されてはいるが、これは調査が実施された施設に保管されている資料の数字であり、保管場所が公的に明確ではない資料については全く実態が掴めてはいない。特に標本資料に関してはさまざまなところに置かれているのが実態であり、それがどの程度の量あるのかについても、全く見当もつかないというのが実状である。どのような資料を、いかなる形で、どこが責任をもって保存する措置を講じ、どのようにして収集し、保管・活用するかについての基準がないままに放置され、実態すら把握されていないのは、欧米諸国の保管・活用の現状と比較して残念としかいいようがない。

「社会教育調査」の調査項目自体も根本的に見直す必要がある。人文、自然に区分することが意味をもたない資料が学術の進展にともない増加しているのであるから、旧来の区分にとらわれない現代の学術に対応した区分に改める必要がある。そうした区分を基準にして民間を含むあらゆる機関を対象にした学術資料保管状況の悉皆調査を緊急に実施し、基礎になる統計資料を得ることがまず求められる。それを基礎にして学術資料の保管・活用体制を整備することが重要な課題である。

3) 埋蔵文化財関係資料の実状

こうした状況の中で標本資料の管理・保管の実態が比較的明らかなのは埋蔵文化財の分野である。文化庁によってほぼ実態が把握されている。過去 20～30 年間に実施された各種工事に先立つ埋蔵文化財の事前調査によって全国の自治体などに保管されている資料は、0.05 立方メートル強のプラスチック製の容器に換算して 600 万個に達し、さらに毎年数十万個が増加する。その管理は行政にとって大きな問題になっている。代表的なものは、整理作業終了後に種々の場で展示されているが、それはきわめて限られたものである。

このように、埋蔵文化財関連の資料の実態はほぼ把握されてはいるが、その保管の実状は惨めの一語に尽きるところが多い。屋内に保管場所が確保できないためビニール・シートをかけ屋外に積まれている例、高架道路などの下に置かれている例、郊外の林間学校・臨海学校の校地に分散保管されている例などは論外としても、空いた公共施設などに分散保管されている場合には、保管する場所に関係者はいないので、活用はおろか日常の管理すら覚束ないところが多い。

4) 文書類の保管の実状

文書類についても、公文書館などをはじめとして図書館・博物館・市町村史などの各種編纂室・社寺・旧家などにも保管されており、保管の現状は多様である。その本質的な実態は明らかではない。現状の打開に向けた悉皆調査とそれを基礎にした総合的な保管・活用体制の構築措置が速やかに執られなければならない。これらの場所に保管されている諸文書は政治・外交等の資料として欠かせないばかりでなく、歴史的、社会的、文化的な価値をもっている。近年、自治体史などの編纂事業が進み、それらの過程で多くの公文書・私文書が収集・整理されてきたが、事業終了後の継続的な収集・整理は十分とはいえない。

とりわけ公文書については、近年の情報公開法において、国民が情報の公開を請求する権利および政府が情報公開する義務が制定されたが、文書管理制度が確立していないために、その保存・公開が不十分なものとなっている。歴史的価値が注目されている公文書も近年の市町村合併において、その散逸が危惧され、歴史諸学会や関係機関から「市町村合併時の公文書等の保存を求める声明」などが出されている。平成4年1月に明治時代以来の民事判決原本の裁判所での廃棄が具体化し、民法や歴史学関係者、文書館関係者、日本弁護士連合会などが同判決原本の保存に立ち上がり、国立大学法学部等で一時保管して消滅を防ぎ、それが契機となり平成11年6月の「国立公文書館法」制定に至ったことは記憶に新しい、にもかかわらず、近時刑事判決原本及び一件記録等の保存・公開の問題が発生してきている。同書類は裁判所保管の民事判決原本と異なり、法務省・検察庁の保管である。従って、文書の保存・公開を円滑に行うためには、各省庁の訓令・通達などの内部規則だけでは不十分であり、省庁等の行政府、司法府に跨った文書管理法制定などによる法的な責務が必要なことは明らかである。文書管理法によって、文書作成を義務づけるとともに、その管理対象の範囲を広く規定し、管理に義務と責任を明記して、公文書の幅広い保存・公開を確実にすることが重要である。諸文書の整理・保存・公開については、それに携わる専門的な人材の育成、予算や場所の確保が必要である。保存・公開に必要な文書を収集・選別し、それらを整理・公開する作業は、行政等をよく知り、歴史的知識の豊かな専門職員の力が不可欠である。

5) 近代化遺産関連の資料

「近代化遺産」などと呼ばれる日本の近代化を跡づける具体的な資料も再開発などの要因により急速に姿を消しつつある。一部の資料については指定文化財・登録文化財として保存が図られるようになりつつあるが、それはごく限られたものに過ぎない。また、これらの資料の設計図などの資料も保管施設の狭隘化などの理由により廃棄される事例が増えている。近代以降、諸分野で実施してきた観測・計測記録なども将来の学術の進展に重要な役割を果たすことが期待される。観測・計測機器類の実物も重要な近代化遺産である。これらにも劣化・廃棄の危機が生じている。これらの資料は日本の近代化を実現した歴史を具体的に物語る学術資料である。保存・活用をぜひ図らなければならないが、現状はきわめて憂うべき状況にある。

他の分野の資料について早急に実態の調査を行い、それを基にしてそれぞれの分野の実状に応じた保管・活用ができる体制を構築することが求められる。その際にもっとも留意すべき点は、標本資料はそれが採集された地域で保管・活用を図ることがもっとも望ましいので、その点に十分に配慮した体制を作ることである。

わが国の公文書館、博物館を中心にした諸資料の保存・管理・活用体制はあまりにも悲惨である。学術の基礎がないがしろにされているといってもよい状況にある。資料の保管・活用体制を一刻も早く整え、文書保存について欧米の文書館制度や档案館制度などの伝統のある中国などに少しでも近づくようにすることが望まれる。

2 地方自治体における公文書館・博物館・資料館・公民館

1) 地方自治体の文化施設

各地方自治体に、内容はさまざまではあるが、刊行された書籍・雑誌を保管し、一般の閲覧に供している図書館が設けられている。そこには図書館司書、それに準じた職員が配置さ

れ、書籍・雑誌などを管理し図書館サービスを行っている。図書館サービスが機能しているところでは、地域コミュニティの文化的な拠点として大きな役割を果たしている。

それに対し、図書館とは別の側面で地域コミュニティの文化拠点として、また学術資料の保管・活用施設としての役割が期待される公文書館・博物館・資料館などの施設の設置については各自治体の裁量に任されており、一定の基準は設けられていない。各自治体などの公文書を含む一定地域内の史資料・標本資料については、その関連の地方自治体で保管・管理するのが至当と考えられるが、この原則は貫かれていない。

2) 文化施設を核にした地域おこし

図書館と同様に、各地方自治体に史資料を保管・公開する公文書館および地域の標本資料を保管・活用する博物館の設置としかるべき専門職員を配置することを法的に義務づけるのが妥当である。さらに、これらを地域コミュニティの文化的な拠点として育成していくことが地域コミュニティの活性化を達成する一つの重要な鍵を握ることになる。各地域に保管される史資料・標本資料を活用して地域の学習の場を公文書館もしくは博物館などに設けることは地域住民が自ら所属する地域に誇りと愛着とをもつことにつながる。このことは既に幾つかの先駆的な農山村において実行されているエコ・ミュージアム活動などにより実証されつつあるところである。

図書館・公文書館・博物館もしくは資料館の活動と地域の公民館の活動とを連動させることによって、その効果はより一層大きなものになることが期待される。それには、意欲があり、地域や行政に通暁し、さまざまな分野についての学識も深い専門職員が確保できるかどうかにかかっているということができよう。

このような体制が整えられるならば、地域に根ざした公文書を含む史資料・標本資料を核にした地域おこしが可能になろう。日本の社会は多様な価値観に根ざした多彩な地域文化によって成り立ってきたものである。その基には各地域にあったそれぞれの地域コミュニティの活力があった。それが価値観の一元化などの社会状況によって急速に失われつつある。その活性化を図ることが日本社会全体の活性化につながる。その核としての地域の文化拠点作りが緊急に求められる所以である。その効果が目に見える形ですぐに現れることは必ずしも期待できないが、長期的な視野に立つならば地域の社会と文化に根ざした多様な価値観が醸成され、それを基にして地域コミュニティの再活性化が可能になる。地域コミュニティが自らの在り方に自信と誇りをもつこと、これが再活性化の鍵である。図書館・公文書館・博物館・公民館が一体となって文化拠点作りに励むことがその第一歩となろう。文化拠点作りの核になるのが地域の史資料・標本資料である。

3 文化施設の充実とその効果

1) 20世紀後半の社会の変質

20世紀の後半、人々はかつて経験したことのない社会の変革を体験した。通信や交通手段の大幅な技術革新は人々に効率的な、快適な生活をもたらした。それは画一的なものであり、それまでに地域にあった多様なもの、さらに個々の家にあった多彩なものを均一にする傾向をもつものであった。地域、あるいは家にあったものは影の薄いものになっている。各地域や個々の家が担っていた文化や社会の技術・規範などを次の世代に伝承していく機能は、社会や家庭の変質の前にほとんどその役割を果たさなくなっている。

さらに、社会の機械化、電子化、画一化、効率化が急速に進んでいる。日常の生活の中で家事を手伝うことなどによって次世代に伝えられていた生活技術も伝承されることもなく、個々の家庭の多様性が消えていってしまった。同様に各地にあった文化や社会の多様性も次に受け継がれることなく消滅している。千年以上も伝えられてきた文化や社会の慣習や規範が20世紀の後半という短い期間の間に質的な変化を遂げてしまった。利便性と効率性の追求、そこから得られる余暇、これはある面からいえば大きな意味をもつものである。しかし、それと引き替えに多くのものが伝承されなくなった。また、子供たちが生活技術を学習する日常の機会もなくなってしまった。

すべての面における機械化、電子化、画一化、効率化が、個々人がもっていた状況に応じて工夫をする、あるいはもてる材料で成し遂げるといような、従来の社会ならば普通に見られた行為を消滅させてしまっている。さらに、子供の日々の生活に大きな影を落としている。野外での自由な遊び時間が減り、日常的な体験の中で身につけていた自然との触れ合い、動植物に対する興味と関心が欠けたまま成長することが通例になっている。世にいわゆる「理科離れ」もこうしたところにその要因の一端はあるのではないだろうか。

技術は使われなくなると短時日の間に忘れ去られる。技術の世代間の伝承は望むべくもない。さらに、子供たちの人間としての生活技術は格段に落ちている。変質してしまった地域社会や家庭にこれを取り戻す役割を期待することは望めない。地域社会や家庭が果たしていた文化や社会の技術や規範をどこかが継承していくことが必要になっている。

2) 文化伝統の継承と地域の活性化

現在、こうしたことを継承できる可能性をもっているのはフィールド(エコ)・ミュージアム的な要素をもった文化拠点である。そこで地域の伝統に根ざしたモノに触れ、感じ、それを使いこなすことを体験する。さらには自ら作り出す。手作りの喜び、他にはないものを作る喜びを味わうこともできる。自然との触れ合い、動植物の多様性なども肌で感じることもできる。その核になるのが文化拠点における体験学習である。

地域の伝統に根ざした、地域に誇りと愛着のもてる、具体的な生の史資料・標本資料を核にした体験学習プログラムにし、それぞれの地域の伝統と環境を詳細に伝えることが求められる。経済効果・経済価値優先の価値観から多様な価値観に転換し、限りある資源を末永く生かすためにも、子供から老人に至る幅広い層を対象にした真の意味における生涯学習プログラムを各地に作られる文化拠点で樹立することが重要である。

また、歴史資料はさまざまな困難を克服してきた人類の叡智と努力の結晶であり、その収集・保存・公開は、それらを後世に伝え有効な活用に資する作業で、重厚な社会、文化を生み出す根源となる。歴史資料として重要な公文書の保存および利用は、国や地方公共団体の責務である。公文書をはじめとする諸文書は、政治・外交等の重要な資料であるとともに、地域のコミュニティ、アイデンティティを育み、確認する貴重な資料であって、その適切な保存と公開がなによりの急務といえる。

日本文化と日本社会は、多様な価値観を基礎にする多彩な地域社会に支えられ今日に至っている。ところが、画一的な価値観が前面に出る中で多彩な地域社会が自信と誇りをなくし、それが日本社会全体に及んでいる。その閉塞感、疲弊感を払拭するには、多彩な地域社会を再活性化させ、それらに再び自信と誇りを取り戻すことが必要である。そのためには各地に遺る文書・記録を網羅する文書類などの史資料、種々の分野の標本資料を収集・保管・活用

する施設を整備し，そこに専門職員を適切に配置し，地域に遺る知恵を再結集することは最重要の課題である。次代を背負う人々をこうした条件下で育てていくことが将来の日本社会の活性化につながるものと確信する。

4 公文書館・博物館・資料館に関する施策

1) 公文書館に関する施策と問題点

公文書館については，昭和62年12月15日に「公文書館法」が公布され，歴史資料として重要な公文書等の保存および利用に関し，国および地方公共団体が適切な措置を講ずる責務が明記され，歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員の配置が定められた。翌年の「公文書館法」施行で，法律が目指したように機能していけば，所期の目的とおり公文書は保管され，学術データとして活用することが可能になってくるのであるが，暫定措置として，「当分の間，地方公共団体が設置する公文書館には，第四条第二項の専門職員を置かないことができる。」附則を設けている。法律が公布されて既に15年が経過しているにも拘らず，暫定措置規程は未だにそのままである。資料の収集・整理と活用ができる職員が配置されて，はじめて公文書館は本来の目的に向かって機能できる。そうであるが故に，法律中に専門職員を配置することを責務としているのではないのだろうか。それが15年経った今も暫定措置のままであるというのは，関係機関が放置していたと責められてもいたしかたのない事態といわざるを得ない。

平成11年6月23日に「国立公文書館法」が公布され，「公文書館法」の精神に則った国立公文書館の組織，公文書等の保存のための必要な措置等を定めることが明記されたが，そのための調査研究を行う専門職員の養成と適切な配置は必ずしも十分といえない。地方公共団体の文書館においては，その不十分な状況が顕著である。

公文書だけでなく，それぞれの地域にあった貴重な史資料・記録類が社会の変貌とともに急速に姿を消しつつある。関係者の努力によって何とか散逸しないようにされてはいるが，消滅しているものがどの程度の量なのか，どんな内容のものがあつたのかほとんどわからないままに消えていっている。これらはいずれもそれぞれの地域コミュニティがその地にあつた証しであり，そこに多く人間の暮らしがあつた証拠でもある。地域史を語ることのできるかけがえのない史資料である。当初の意図通りに専門職員が各地の公文書館に配置され，公文書館が狭義の公文書だけでなく，地域社会に関係した民間の諸文書の保存・公開など地域の中でその役割を十分に果たしているならば，こうした貴重な史資料が散逸することもなかつたであろう。

専門職員であるアーキビストの養成制度についても度重なる要望にも拘らず，十分な制度が確立されていない。国立公文書館，国文学研究資料館史料館における研修制度や複数の大学に大学院課程を含む史料学，史料管理学などの授業科目は設けられているが，限定的である。現在の養成・研修制度は，当該機関が自主的に開設しているものである。総合的な養成・研修制度を構築する必要がある。これが限定的なものに留まっている根本原因は，養成・研修制度と資格制度が関連していないところにある。統合的な養成・研修制度を資格制度と関連させつつ樹立を図るべきである。

公文書や民間の私文書の整理・保存・公開に携わる専門職員については，高度な知識と技能を有する独自の専門職として，それに相応しい資格制度を早急に創設することが急務であ

る。この専門職員は、その役割の重要性からいって高度の資格と地位を与えることが望ましい。公文書館や文書館での職種と専門的能力を考慮すると、大学院修士課程またはそれに相当する教育課程が必要である。その養成については別記するが、資格制度の欠如が、専門職員の形骸化と文書館制度の不備につながっていることは明らかである。速やかに事態の改善を図るよう関係者がそれぞれの持ち場で行動することが必要である。

2) 博物館に関する施策と問題点

博物館法が昭和 26 年に公布されてから既に 50 年以上が経過している。当時の博物館に対して求められていたものと今日では状況は大きく変わっている。種々の形で多数の博物館もしくはそれに準じる施設が各地に設けられている。その設置目的も多様になっている。さらに大きな違いが見られるのはその活動内容である。地域の文化拠点としてさまざまな活動を行い、地域コミュニティの中にしっかりと根づいているもの、収集されたものをただ展示だけしているものなど、その差は大きい。それには種々の要因があろうが、根本にあるのは専門職員が望ましい形で配置されているかどうかにかかっているといっても良いであろう。博物館に現在望まれているものは従来よりもはるかに高度化・多様化している。

ただ単に資料を保管し、それを展示するだけでは博物館としての役割を果たすことはできない。保管している資料を使って地域の辿ってきた道、人々の暮らしに光をあて、地域の未来の方向を志向する活動が必要になっている。さらにエコ・ミュージアム的な活動を通して失われつつある地域コミュニティの伝統・慣習・規範といったものを現代風に再生し、未来に伝えていくこともその役割に入っている。特に、環境との共生はもっとも現代的なテーマである。そのような役割が果たせるような形に地域の博物館を変えていくことが現在もっとも求められている。

博物館を変え、個々の地域が固有にもっている種々の資料を活用し、疲弊してきている地域コミュニティ再生の核にすることが日本社会全体の活性化につながろう。どこに向かうか方向性が見えず、閉塞感が漂っている社会に一つの明るい未来の方向を示すことになる。さらに人々に多面的な価値観を醸成する契機にもなることが期待される。現代の社会に充満している経済的・物質的な尺度や価値観からは得られない別の価値観、それに基づく新たな生き方・暮らし方を定着させる契機にもなる。

博物館法の改正をも視野に入れた幅広い視点からの議論が多方面で真剣になされる必要がある。目先のことではない、10 年後、20 年後、さらには 1 世紀後の未来に向けての地域コミュニティ作りの核としての博物館を目指した施策を求める議論が必要である。資料館と呼ばれている施設についても同様な観点からの見直しが必要である。

3) 文化施設のネットワーク

地方自治体に設置される文化施設、特に博物館では、保存・活用される資料はその自治体にある資料の特徴に応じて多様になる。ある博物館では自然史関係、他の博物館では文化財関係が中心になるというように博物館が固有の特性をもつことになる。それらをつなぐネットワークを構築することにより、個々の博物館の特性を補完し、ある範囲に学術分野を網羅できる博物館群がネットワークでつながりながらある。そうしたことを可能にする博物館ネットワーク・システムとでも呼び得るものができることが望まれる。それらが都道府県立博物館などとより大きなネットワークを構築し、相互に交流し、地域の学術資料の保管・活用を図り、生涯学習にも貢献することが望ましい。さらに、ネットワークは国立の博物館、独

立行政法人の博物館などより専門性の高い博物館を含む構想のもとに計画されるべきであろう。このネットワークはただ単に情報をやりとりするだけのものではなく、将来的には人事交流をも含む総合的なネットワークに育成していくことが求められよう。

5 専門職員の配置とその重要性

1) 公文書館の専門職員

既に繰り返し述べているように、公文書館における専門職員の配置は法律で定められているが、暫定措置によりその配置は義務づけられてはいない。多くの公文書館や文書館ではいわゆる一般職員を専門職員にあて、その待遇や人数が不十分な状況にある。一刻も早く各公文書館に正規の専門職員が配置され、所期の目的が達成できるように措置されることを改めて要望する。公文書については、膨大な量の行政・立法・司法の文書中から後世に残すべき文書をどのように選別し、整理・保存・公開していくかが重要である。民間の私文書については、重要な文書が収集され、しかるべく整理・管理され、活用される体制が整って、はじめて地域コミュニティの歴史の一端を説き明かすことが可能になる。専門職員の適切な配置とその十分な研修は公文書館に不可欠である。養成制度の具体化と専門職員の向上を図るための研修制度の確立を速やかに実施することが必要である。

2) 博物館の専門職員

一方、博物館には学芸員を置くことが義務づけられ、その養成課程も定着してきているが、現在の博物館に求められている課題に応えるためには、より多様な専門職員を配置することが必要である。欧米の博物館には当然のことに配置されている専門職員が日本の博物館には配置されていないという現実がある。欧米の博物館などには学芸員のほかに必ず配置されている資料の管理・活用を専門にする職員、展示の説明などを行う専門職員を配置することが必要である。資料の管理・活用を専門にする registrar, conservator などと呼ばれる職員、展示の説明などを行う museum educator, lecturer とされる職員を専門職員として学芸員 (curator) とは別に配置することが必要である。日本においてもその必要性は高まってきており、一部の博物館においては学芸課のほかに(資料)管理課、普及課を設け、そこに専門職員を配置して対応している。あるいは、展示の解説には学芸員の手が回らないのでボランティアにより切り抜けている例も見受けられる。求められている解説は多様化・高度化しているので、正規の専門職員が解説にあたるのが妥当である。

学芸員資格の認定にあたっては、これらの業務が執り行えるように配慮した内容に改められている。これらのことはこうした専門職員が必要だということに関係分野では認めていることにほかならない。現実には学芸員が博物館のすべての用務を個々人の努力によって何とかこなしているところがほとんどである。これでは社会が博物館などに求めている役割を十分に果たすことは不可能である。

3) 博物館の刷新と職員の役割分化

博物館は一度訪れればよいというものではない。地域の文化的な拠点として地域コミュニティに属する人々が日常的に繰り返し訪れ、互いに生涯を通して学習する場にする必要がある。そのためには建物と資料があっただけでは十分ではない。人々の学習を援ける職員、その学習の基礎になる史資料・標本資料を管理・活用できる職員、博物館の展示をはじめとする諸活動を企画・立案・実施する職員を配置し、それぞれが共同して訪れる人々の学

習活動を支援する，主導するようになることが求められている。博物館に課せられている課題は重い。それぞれの任務にあたる職員は専門性をより高める努力が必要になる。現実には，それが未分化のまま，専門職員の名称すら熟した日本語にはなっていない。いかに博物館が日本の社会の中で軽視されてきたかを端的に現す事実である。高度の専門性をもった職員を養成していく制度が講じられる必要がある。さらに，高度の能力をもつ専門職員の養成のための制度および専門職員の研修制度の確立を，大学院教育の中に位置づけることにも配慮しつつ確立していくことも重要である。

6 専門職員の十分な養成・研修制度の確立

公文書館・博物館・資料館・公民館などとしていかに立派な施設・設備が作られたとしても，それらが目的通りに機能するかどうかは，所属する専門職員の在り方に関わってくる。これらの施設の運営の成否はそこに勤務する専門職員に左右される。極論すれば専門職員に人が得られるかどうかで決まるといってもよい。専門職員をいかに養成し，さらにその専門職員の恒常的な資質の向上をどのように図るかが最重要の課題となる。

1) 博物館学芸員の養成と研修

博物館については学芸員を置くことが定められており，その養成課程も多くの大学に設置され，多くの学芸員資格をもった学生が卒業している。また，現代的な博物館の学芸員にするために養成課程のカリキュラムも改正されてもいる。しかし，現代の博物館に求められている課題を果たすには，これでもまだ不十分である。

現在，社会が求めている博物館にするためには，役割分化した専門職員を博物館に配置していくことが緊急の課題となっている。学芸員のほかに，幅広く資料を取り扱う資料管理の専門職員，来館者を教育指導する教育普及の専門職員の配置が必須となっている。これらはそれぞれに専門分野に通曉し，最新の成果を十分に把握した専門職員でなければ勤まるものではない。いずれにも高度の能力のある専門職員が必要である。

学芸員課程のカリキュラムを抜本的に見直し，専門職員の役割分化に対応した養成カリキュラムに再構成する必要がある。それぞれの役割に応じたスペシャリストの養成を目指したカリキュラムにすることが重要である。それに対応した新たな資格制度を導入し，待遇の改善を進めることが望まれる。関係方面で協議し，学芸員制度に関わる諸事項を抜本的に改善することが緊急の課題である。

博物館の学芸員はそれぞれの分野の高度の専門家であることは，博物館の学芸員から大学などの研究機関・教育機関への転職がかなりの数あることによって現実に証明されている。そうした際などに問題になるのは，学芸員などが博物館の紀要や展覧会の展示図録などに記載した論文が学術論文として不当に低い評価を受けている現実である。事実記載が主である，展示図録や博物館の紀要という査読制度のない出版物に掲載されている，などの理由により学術論文として取り扱われずに，参考資料程度にしか認定されていないことが多い。

標本資料の記載は学術の基礎になるものであり，その分野についての該博な知識と最新の成果に通曉していなければできないものでなく研究の核心になるものである。すべての研究はそれを出発点にしており，その成果は高く評価することが求められる。また，論文がどこに掲載されているかでその論文の価値を定めるのは疑問である。学術論文の評価としては記載されている内容とその質により評価されるべきであり，展示図録や紀要に掲載されていとい

う理由のみで、それを学術論文から除外するという慣習も分野の実態に即して見直されてしかるべきである。(この点では、日本学術会議第一部文化人類学・民俗学研究連絡委員会の平成14年10月15日付の「博物館・資料館等において調査・研究・教育活動に携わる研究者の研究環境整備について」の報告が参照されるべきである。)

2) 公文書館職員の養成と研修

一方、公文書館の専門職員についての養成制度は、若干の養成・研修課程が国文学研究資料館史料館、国立公文書館などで実施されるようになっているが、やはり十分といえない。再三にわたり述べているように、専門職員についての暫定措置が法律制定当時のままに放置されているのに関連しようが、このままにしておいてよいものではない。養成制度を資格制度と連動させつつ速やかに構築しなければならない。その際、学芸員の役割分化と同様な考慮をしていくことも必要になろう。史資料の収集・管理を司る専門職員、それを活用し来館者を教育指導することを主にする専門職員などにまで考慮した養成制度を構築していくことが求められる。

膨大な諸文書の整理・保存・公開については、行政等をよく知り、豊かな歴史的知識をもった専門職員の養成、そのための予算や場所の確保が必要である。現在、国立公文書館では、現職者を対象とした「公文書保存管理講習会」「公文書館等職員研修会」「公文書館専門職員養成課程」などを開催している。国文学研究資料館史料館も民間の史資料館員や大学院学生に対する「史料管理学研修会」を実施している。国立公文書館の研修は公文書館等の現職者を対象にし、公文書を主体にした内容に限定されている。国文学研究資料館史料館の「史料管理学研修会」は、民間の史資料館員や大学院学生を対象にしている。こうした研修制度をより拡充・発展させることが必要である。

公文書だけでなく、地域に関係した民間の諸文書の収集・整理・保存は急務である。膨大な公文書のいかなるものを保存していくかは、行政に通暁し、豊富な歴史的知識が必要である。専門職員の再研修、より高度の専門職員の養成を目指した大学院課程の設置とそれに対応した資格制度の導入も考慮することが求められる。その中には、大学院課程の社会人入学制度などを活用した専門職員の再教育制度も含まれることが望まれる。

公文書館や文書館の専門職員については、国が統一基準を定め、それに従ってしかるべき機関が資格を付与することが重要である。資格は、大学院修士課程またはそれに相当する教育課程を修了し、必要な専門科目の単位を修得することが要件となる。公文書はもとより民間の私文書に関する十分な知識が必要であり、専門科目としては、「文書館学」や「記録史料学」「古文書学」「近現代史」などの修得が欠かせない。それらの養成課程については、総合研究大学院大学を含む国公立大学の大学院の単位互換制度などを通じて幅広い履修と資格取得の機会を設けることが望まれる。

欧米諸国では大学院修士課程が養成制度の主流となっており、養成制度と資格制度が連動している例が多い。日本の人文系の大学院も後継者としての研究者養成だけでなく、高度の専門家を養成することを視野に入れた課程に移行している。公文書館の専門職員は正に高度の専門家になる。大学院課程における養成と研修を目指すべきである。

3) 専門職員の待遇改善と流動制度の構築

公文書館、博物館の専門職員の待遇改善を図ることも必要である。一般職員とは別個の研究職としての独自の給与体系・昇進体系の樹立、大学院課程修了者としての格づけなどの導

入は当然のことである。公立の代表的な博物館・美術館・公文書館などにあっても基盤研究などの科学研究費補助金の応募資格が認められていない機関が多い。積極的に機関指定を受けようとして内容を整え、申請することが必要である。また、研究者の所属機関により応募資格が限定される機関指定になっている制度の再検討も求められる。

いずれの施設の専門職員も、研究職とならんで生涯を通じた学習と教育を担うという観点もあり、学校教育の教員養成制度と同様な配慮をもった制度の構築が望まれる。

個々の公文書館、博物館の専門職員はその数は多くない。個々の自治体レベルでは、専門職員は、専門性があるので他の部局との人事交流も困難である。長期にわたって同一の職員が同じ職場に勤務することになる。これはよい面もない訳ではないが、職員にとっても、文化施設にとっても一般的にいえば望ましいことではない。その弊害を除くため、各々の専門分野ごとに専門職固有の組織とでも呼ぶようなものを作り、自治体の垣根を越え専門職ごとに流動枠を作ることによって、専門職員の流動性を高めていく必要がある。先述したような文化施設をつなぐネットワークと連動するような組織が各自治体の枠を越えて作られることを要望する。

7 提言

学術資料としての各種の資料の保管・活用の現状は悲惨としかいいようがないほどに貧弱である。抜本的な制度の見直しと各種の資料を活用した地域コミュニティの文化活動の拠点作りが緊急に必要である。そのためには以下のような施策が必要になる。

第一に、各種施策の基礎資料としての資料の現状の把握が求められる。調査は型通りの調査ではなく、資料が保管されている可能性のある民間を含むあらゆる機関を対象にし、現在の学術水準に応じた分類による悉皆調査をし、今後の施策作りの基礎資料にする。

次いで、その調査に基づき幅広い観点から議論をし、国としての文化施策をどのようなものにしていくかの指針を検討し明示する。その指針を基にして学術資料の収集・保管・活用の原則を各学術分野の種々の条件に十分に配慮しつつ設定する。学術資料の保管・活用場所は、原則的にはその資料が収集された地域に置くべきであるが、学術分野ごとの資料保管の独自性についても配慮したものにすることもまた重要である。

このようにして保管される学術資料は、学術のもっとも基礎になる資料である。日本の学術の根本を形成する資料である。基礎資料が確実に収集され、保管され、活用できる体制が確立することが学術の進展につながる。体制の整備が重要である。

これらの地域ごとに保管される学術資料を核にして、図書館・博物館・公文書館・公民館が中心になって一体的に構成する、地域住民が生涯を通して参加できる文化活動を地域ごとに企画・立案・実施する。これにより地域コミュニティを再活性化させる。このことは日本社会全体を活力あるものにする原点になる。その中で新たな価値観、新たな生活様式が地域ごとに醸成できるように努める。

以上の施策の推進にあたって、その成否を左右するのは、博物館・文書館等の専門職員の力量である。専門職員に対する十分な資格付与と養成制度の確立、その適切な配置とそれに見合った待遇が欠かせない。

上に述べた施策実現のためには法改正をも含む制度の抜本的な見直しが必要になる。その施策実現の基礎になる下記について再度提言する。これらはすべての施策の実質的な根幹

をなすものである。早急に制度化することが求められる。

記

- 1 公文書館法の附則 2 項の暫定措置（専門職員についての特例）を廃止し，公文書館法立法の趣旨に則り公文書館に専門職員を配置する。
その法改正のために，内閣府に検討のための懇談会を設置する。
- 2 図書館・博物館の高度化に対応した専門職員の養成・研修制度の充実を図る必要がある。それに合わせて，公文書館の専門職員の養成・研修制度を早急に確立するために，大学及び大学院に養成・研修課程を設け，資格制度を樹立する。大学院課程の教育を視野に入れつつ，これらの新たな資格制度の早急な検討をするために文部科学省に懇談会を設置する。

参考資料

- 1 日本学術会議第 5 常置委員会報告『公文書館専門職員養成体制の整備について（対外報告）』昭和 63 年 5 月
- 2 日本学術会議総会議決『公文書館の拡充と公文書等の保存利用体制の確立について（要望）』平成 3 年 5 月
- 3 日本学術会議第四部人類学・民族学研究連絡委員会報告『古人骨研究体制の整備について（対外報告）』平成 9 年 6 月
- 4 日本学術会議「価値観の転換と新しいライフスタイル」特別委員会報告『価値観の転換と新しいライフスタイルの確立に向けて（対外報告）』平成 13 年 11 月
- 5 日本学術会議学術基盤情報常置委員会報告『行政改革と各種施設等独立行政法人化の中での学術資料・標本の管理・保存専門職員の確保と養成制度の確立について（対外報告）』平成 14 年 3 月
- 6 日本学術会議第一部文化人類学・民俗学研究連絡委員会報告『博物館・資料館等において調査・研究・教育活動に携わる研究者の研究環境整備について（報告）』平成 14 年 10 月 15 日付 [「研究者の研究環境の整備に向けての実態調査」結果報告]
- 7 日本学術会議第二部刑事法学研究連絡委員会（要望）「刑事事件判決原本及び一件記録等の保存及び公開の要望について」（平成 15 年 5 月 9 日付）
- 8 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『文書館専門職（アーキビスト）の養成に関する提言』平成元年 1 月
- 9 竹内順一「学芸員養成の問題 - スペシャリストの必要性 - 」『文化庁月報』399:28-29 平成 13 年 12 月